

四半期報告書

(第35期第1四半期)

自 平成27年3月1日
至 平成27年5月31日

株式会社ファミリーマート

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	17

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月13日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 勇
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北村 喜美男
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北村 喜美男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第1四半期連結 累計期間	第35期 第1四半期連結 累計期間	第34期
会計期間	自平成26年3月1日 至平成26年5月31日	自平成27年3月1日 至平成27年5月31日	自平成26年3月1日 至平成27年2月28日
営業総収入 (百万円)	88,664	99,199	374,430
経常利益 (百万円)	9,590	11,501	42,520
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,016	3,398	25,672
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,513	6,390	31,848
純資産額 (百万円)	273,302	286,186	284,829
総資産額 (百万円)	676,864	791,339	666,244
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	147.66	35.80	270.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.8	34.6	40.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
2. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日～同年5月31日）におけるわが国経済は、政府や日銀による金融緩和や経済政策を背景に、緩やかな回復基調で推移しております。一方で小売業界におきましては、個人消費の減少傾向に歯止めがかかりつつあるものの、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況において、国内事業では、「楽しく、新鮮」という価値に焦点を合わせて、異業種パートナーも含めたバリューチェーン全体が一体となっていくための戦略テーマ「Fun & Fresh」を掲げ、商品面、運営面、開発面の各取組みにおいてお客様の「品質」に徹底的にこだわることにより、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指しております。

当第1四半期連結会計期間末の国内店舗数は11,399店（国内エリアフランチャイザー4社計804店を含む）となりました。また、海外事業では、台湾、タイ、中国、アメリカ、ベトナム、インドネシア及びフィリピンにおいて5,700店となり、国内外合わせた全店舗数は17,099店となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業総収入は991億9千9百万円（前年同期比11.9%増）、営業利益は111億2千2百万円（同23.3%増）、経常利益は115億1百万円（同19.9%増）、四半期純利益は前連結会計年度における関係会社株式売却益計上の反動減等により33億9千8百万円（同75.8%減）となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

①国内事業

国内のコンビニエンスストア事業におきましては、開発面では、「1万店を超えるチェーンを健全に成長させるための出店」という考え方で、戦略的なB&S（ビルド&スクラップ）やB&B（ビルド&ビルド）、他業態との一体型店舗・駅ナカ売店などのニューマーケット、更には高日商が期待できる潜在マーケットなど、投資に対するリターンが確実に見込める新規出店を推進しております。

商品面では、「お客様にとっての品質」を実現するため、中食構造改革を推進し、中食商品をはじめとするオリジナル商品の開発と品質の向上に努めております。主力商品である幕の内タイプの弁当や「冷やしそば」を、見た目・製法に徹底的にこだわって全面的にリニューアルしたほか、挽きたてコーヒー「FAMIMA CAFE」の新機能“ホットミルク”で作る新メニュー「抹茶フラッペ」「マンゴー＆オレンジフラッペ」を発売したことなどが奏功し、中食既存比は前年を超えて推移しております。

運営面では、お客様ファーストで考え、加盟店とともに「お客様にとってより良いお店づくり」に取組み、チェーン全体の実行力を高めるため、店舗運営力の向上を図るとともに、SV指導力を強化しております。

プロモーション面では、平成27年4月に、税込700円以上お買い上げごとに、店頭でのくじ引きで人気商品の引換券やキャラクターグッズがその場で当たる「ファミマ春フェスタ」を実施し、客数及び客单価の向上に寄与しました。

国内のその他の事業におきましては、株式会社ファミマ・ドット・コムでは、エンターテインメント事業を中心とした総合的戦略を加速させ、各興行の主催者との協業を強化することにより、チケット販売のみならず、ファミリーマート店頭やネットショッピングサイト「famima.com」での関連商品の販売拡大に取り組むなど、ネットビジネス事業を更に充実させております。また、株式会社シニアライフクリエイトでは、直営店の出店を加速させることにより配食数が伸長するとともに、朝食宅配サービスも拡大しております。

これらの結果、国内事業の営業総収入は867億1千9百万円（前年同期比10.7%増）、セグメント利益（四半期純利益）は平成27年度税制改正に伴う繰延税金資産の取崩しの影響等により34億9千2百万円（同5.7%減）となりました。

②海外事業

海外事業におきましては、現地のパートナー企業と共同出資して自ら経営に参画する合弁方式を基本フォーマットとし、合弁会社からの取込利益と配当収入の最大化を図るとともに、ライセンス供与に伴うノウハウ提供や支援を通じたロイヤリティ収入の安定的な確保に努めております。

台湾では、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の拡大を推進するとともに、マーケットの変化に対応したB&Sを適宜実施し、高質店舗網の構築に取り組んでおります。また、ソフトクリームやワッフルなどのF Fカウンター商材や「Family Mart collection」のラインナップを拡充することにより、売上の向上と品揃えの差別化を図っております。

タイでは、品揃え・発注指導などの業務を見直すことによりSQCを中心とする現場運営力の向上に努めたほか、出店においては高目商が見込める立地に厳選するとともに、不採算店舗の閉鎖を前倒しで実施するなど、店舗網の再構築に取り組んでおります。

中国では、上海・広州・蘇州・杭州・成都・深圳・無錫・北京・東莞の既存各地域での出店を加速し、店舗網の拡大を図っております。更に、弁当・惣菜などの中食商品の売上の伸長に努めたほか、直営方式からF C方式への転換を推進することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

これらの結果、海外事業の営業総収入は124億8千万円（前年同期比20.5%増）、セグメント損失（四半期純損失）は持分法による投資損失計上等により9千4百万円（前年同期は四半期純利益103億1千4百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方に基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、①買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、②当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することのない者、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である者、⑥当社企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、「楽しく、新鮮」という価値に焦点を合わせて、異業種パートナーも含めたバリューチェーン全体が一体となっていくための戦略テーマ「Fun & Fresh」を掲げ、国内CVS事業、海外CVS事業、新規事業の各分野における取組みのもと、フランチャイズチェーン本部としての経営基盤の強化を進めてまいります。

また、次に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、店舗開発、商品開発、サービス、オペレーション、環境・CSRなど全ての活動を推進し、地域社会への貢献を通じて、売上・利益の拡大と企業価値の向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるとの考えに基づき、次に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要)

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。
- ii 倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとします。
- iii 当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとします。また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟店への周知・徹底をはかるものとします。
- iv 「内部情報提供制度」を設け、内部情報提供制度に関する規程を整備し、社内外に情報提供の窓口（ホットライン）を置き、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。なお、内部情報提供制度に関する規程において、情報提供者に対し、内部情報の提供を理由とするいかなる不利な取扱いも行ってはならない旨定め、取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとします。
- ii 当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。
- iii 当社では、お客様の相談等を受け付ける部門を設置し、お客様からのご意見等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとします。
- iv 当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画（BCP）を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

III. 財務報告の適正性を確保するための体制

- i 当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。
- ii 当社は、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役社長を議長とする経営会議、営業戦略会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとします。

V. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類（電磁的媒体を含みます。）に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

VI. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社について、グループ会社を主管する部門が、関係会社管理規程に基づきグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。

- ii 当社では、関係会社管理規程において、グループ会社との協議事項、グループからの報告事項等を定め、適宜、グループ会社からの報告を受けるものとします。
- iii 当社では、グループ会社に対し倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目の体制整備について、グループ会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、グループ会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。
- iv グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとします。

VIII. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役、執行役員その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、同意を得たうえで、これを行うものとします。

IX. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- i 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。
- ii 取締役、執行役員及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとします。
- iii 当社並びにグループ会社の取締役、監査役、従業員等は、当社又はグループ会社に著しい損害、重大な影響を及ぼすおそれのある事実等があることを発見したときは、速やかに直接又は主管部門を通じて、当社の監査役に報告するものとします。また、監査役は、その必要に応じ隨時に、当社並びにグループ会社の取締役等に対し、報告を求めるができるものとします。
- iv 内部情報提供制度に関する規程に準じ、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。

X. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに、社内システムを利用した当該費用等の処理を行うものとします。

XI. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、会計監査人から会計監査の方法及び結果についての報告、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとします。
- ii 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めるができるものとします。

(3) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

したがいまして、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成27年5月31日)	提出日現在 発行数（株） (平成27年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,683,133	97,683,133	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年3月1日～ 平成27年5月31日	—	97,683	—	16,658	—	17,056

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成27年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

(平成27年2月28日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,758,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 94,824,300	948,243	—
単元未満株式	普通株式 100,033	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	97,683,133	—	—
総株主の議決権	—	948,243	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。

また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

②【自己株式等】

(平成27年2月28日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	2,758,800	—	2,758,800	2.82
計	—	2,758,800	—	2,758,800	2.82

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,707	177,940
加盟店貸勘定	25,599	26,052
有価証券	9,699	49,199
商品	10,166	10,789
未収入金	45,036	54,687
その他	40,815	39,912
貸倒引当金	△171	△184
流動資産合計	235,853	358,395
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	68,722	69,737
工具、器具及び備品（純額）	92,782	94,032
土地	19,455	19,318
その他（純額）	12,600	13,741
有形固定資産合計	193,561	196,829
無形固定資産		
のれん	9,395	9,193
その他	13,970	13,412
無形固定資産合計	23,365	22,605
投資その他の資産		
投資有価証券	36,683	36,976
敷金及び保証金	149,564	150,065
その他	29,766	28,883
貸倒引当金	△2,550	△2,416
投資その他の資産合計	213,463	213,508
固定資産合計	430,391	432,943
資産合計	666,244	791,339
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 94,757	※2 160,132
加盟店借勘定	5,838	5,536
未払金	29,470	31,045
未払法人税等	9,955	4,894
預り金	90,800	150,489
その他	32,733	33,065
流動負債合計	263,557	385,163
固定負債		
リース債務	71,250	73,664
退職給付に係る負債	11,299	11,165
資産除去債務	16,624	16,997
長期預り敷金保証金	11,706	11,685
その他	6,975	6,477
固定負債合計	117,857	119,990
負債合計	381,415	505,153

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,658	16,658
資本剰余金	17,388	17,388
利益剰余金	241,324	239,691
自己株式	△8,771	△8,774
株主資本合計	266,599	264,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,315	7,592
為替換算調整勘定	1,227	1,520
退職給付に係る調整累計額	△481	△468
その他の包括利益累計額合計	6,061	8,645
少数株主持分	12,168	12,576
純資産合計	284,829	286,186
負債純資産合計	666,244	791,339

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)
営業収入		
加盟店からの収入	56,181	61,223
その他の営業収入	8,984	8,397
営業収入合計	65,166	69,621
売上高	23,497	29,578
営業総収入合計	88,664	99,199
売上原価	15,663	19,859
営業総利益	73,001	79,339
販売費及び一般管理費	63,980	68,217
営業利益	9,020	11,122
営業外収益		
受取利息	442	479
受取配当金	46	60
持分法による投資利益	194	—
その他	217	664
営業外収益合計	901	1,205
営業外費用		
支払利息	288	387
持分法による投資損失	—	386
その他	42	52
営業外費用合計	331	826
経常利益	9,590	11,501
特別利益		
固定資産売却益	12	19
投資有価証券売却益	—	23
関係会社株式売却益	15,368	—
特別利益合計	15,380	43
特別損失		
固定資産除却損	482	569
減損損失	1,419	2,525
賃貸借契約解約損	352	191
その他	51	250
特別損失合計	2,306	3,536
税金等調整前四半期純利益	22,664	8,008
法人税、住民税及び事業税	12,755	3,670
法人税等調整額	△4,484	599
法人税等合計	8,271	4,270
少数株主損益調整前四半期純利益	14,393	3,738
少数株主利益	376	340
四半期純利益	14,016	3,398

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	14,393	3,738
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,206	2,169
為替換算調整勘定	△791	372
退職給付に係る調整額	80	12
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,374	96
その他の包括利益合計	△879	2,652
四半期包括利益	13,513	6,390
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,338	5,981
少数株主に係る四半期包括利益	175	408

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

重要な変更はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法につきましては、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、定額法に変更しております。

当社は近年、積極的な新規出店を行い高質な店舗網の構築を進めるとともに、既存店への積極的な投資による大規模な売場改革等を通じて個店競争力の強化を図ってまいりましたが、平成27年度からの中長期経営計画においても、引き続き積極的な店舗への投資を計画しております。

これらの状況を踏まえ、有形固定資産の償却方法について再度検討を行ったところ、当社グループが保有する有形固定資産の多くを占める店舗資産の消費パターンは来店客数と関連しており、積極的な投資を通じた来店客数の安定化によって、当該資産は耐用年数期間において平準的に使用され均等な消耗が見込まれることから、今後は減価償却費を耐用年数期間にわたり均等に費用配分することがより適切であると判断し、定額法に変更したものです。

この結果、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の減価償却費が758百万円減少し、営業利益及び経常利益は758百万円増加、税金等調整前四半期純利益が758百万円増加しております。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成28年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成29年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は723百万円減少し、法人税等調整額（借方）が1,096百万円、その他有価証券評価差額金が377百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が4百万円減少しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

次の会社について、金融機関からの借入及び機械導入に関する契約の履行に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
VIET NAM FAMILY CONVENIENCE STORES COMPANY LIMITED	VIET NAM FAMILY CONVENIENCE STORES COMPANY LIMITED
株日本アクセス	株日本アクセス
計	計

※2. 当第1四半期連結会計期間末日は金融機関休業日のため、次の第1四半期連結会計期間末日決済額が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれております。

前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
支払手形及び買掛金	54百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)
減価償却費	6,934百万円
のれん償却額	190

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月18日 取締役会	普通株式	4,841	51.00	平成26年2月28日	平成26年5月8日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成27年3月1日 至平成27年5月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月16日 取締役会	普通株式	5,030	53.00	平成27年2月28日	平成27年5月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）

報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 1
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入 外部顧客に対する営業総収入 セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	78,304	10,359	88,664	—	88,664
計	78,304	10,359	88,664	—	88,664
セグメント利益 又は損失(△)	3,702	10,314	14,016	—	14,016

(注) 1. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

2. 「海外事業」は、台湾、アメリカ、韓国、タイ、中国等の事業活動を含んでおります。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成27年3月1日 至平成27年5月31日）

報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 1
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入 外部顧客に対する営業総収入 セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	86,719	12,480	99,199	—	99,199
計	86,719	12,480	99,199	—	99,199
セグメント利益 又は損失(△)	3,492	△94	3,398	—	3,398

(注) 1. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

2. 「海外事業」は、台湾、アメリカ、タイ、中国等の事業活動を含んでおります。

3. 「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を変更しております。この結果、従来の方法に比べて、「国内事業」における当第1四半期連結累計期間のセグメント利益は、488百万円増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)
1 株当たり四半期純利益金額（円）	147.66	35.80
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	14,016	3,398
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	14,016	3,398
普通株式の期中平均株式数（千株）	94,926	94,924

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成27年4月16日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 配当金の総額 | 5,030百万円 |
| 2. 1株当たり配当額 | 53円00銭 |
| 3. 基準日 | 平成27年2月28日 |
| 4. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成27年5月7日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月1日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 石塚 雅博 印
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 永山 晴子 印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。